



中小総研

平成 28 年 4 月以降の雇用保険法改正案(IRSME15041)

平成 28 年 2 月 25 日 山本貢郎

平成 28 年 1 月 29 日、厚生労働省から雇用保険法改正案が国会に提出された。現下の雇用情勢等を踏まえ、失業等給付に係る保険料率を引き下げるとともに、労働者の離職の防止や再就職の促進を図るため、育児休業・介護休業の制度の見直しや雇用保険の就職促進給付の拡大等が行われる予定だ。今回のレポートでは提出された改正案をまとめた。

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要

- 現下の雇用情勢等を踏まえ、失業等給付に係る保険料率を引き下げるとともに、労働者の離職の防止や再就職の促進を図るため、育児休業・介護休業の制度の見直しや雇用保険の就職促進給付の拡充等を行う。
- さらに、高齢者の雇用を一層推進するため、65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とするほか、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を図る等の措置を講ずる。

1. 失業等給付に係る保険料率の見直し(徴収法関係)

雇用保険の財政状況等を勘案し、失業等給付に係る雇用保険料率を引き下げる。〔現行1.0%→0.8%〕

2. 育児休業・介護休業等に係る制度の見直し(育児・介護休業法、雇用保険法関係)

- (1) 多様な家族形態・雇用形態に対応するため、①育児休業の対象となる子の範囲の拡大(特別養子縁組の監護期間にある子等)、②育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件(1歳までの継続雇用要件等)の緩和等を行う。
- (2) 介護離職の防止に向け、①介護休業の分割取得(3回まで、計93日)、②所定外労働の免除制度の創設、③介護休暇の半日単位取得、④介護休業給付の給付率の引上げ(賃金の40%→67%)等を行う。

3. 高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備(雇用保険法、徴収法、高齢法関係)

- (1) 65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とする。(ただし、保険料徴収は平成31年度分まで免除)
- (2) シルバー人材センターにおける業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。

4. その他(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等、雇用保険法)

- (1) 妊娠した労働者等の就業環境の整備
妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける。
- (2) 雇用保険の就職促進給付の拡充
 - ・ 失業等給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率を引き上げる。
〔支給日数:1/3以上を残した場合 残日数の50%→60% 2/3以上を残した場合 残日数の60%→70%〕
 - ・ 「求職活動支援費」として、求職活動に伴う費用(例:就職面接のための子の一時預かり費用)について新たに給付の対象とする。

施行期日:平成28年4月1日(ただし、2(2)④については同年8月1日、2((2)④以外)、3(1)、4については平成29年1月1日)

出典:厚生労働省 HP 第190回国会(常会)提出法律案

■ 失業等給付に係る保険料率の見直し(平成28年4月1日予定)

完全失業率が低下し失業給付受給者が減少していることから、今回の改正案では、失業給付に充てられる従業員と事業主合計の1.0%負担を0.8%に引き下げる予定だ。今回の改正内容をもとにその影響を簡易に計算すると、月給30万円の社員が10名の企業であれば月3,000円、年間で36,000円の事業主負担減になる。

平成 28 年 2 月 25 日

(IRSME15026) 平成 28 年 4 月以降の雇用保険法改正案

■ 高年齢者の就労環境の整備 (平成 29 年 1 月 1 日予定)

65 歳以降に新たに雇用された者は従来雇用保険の被保険者になれなかったが、今回の改正により 65 歳以降新たに雇用される高齢者も雇用保険の被保険者になることになる。ただし保険料の徴収は平成 31 年度分までは免除される予定だ。これは度々話題に上がる年金の支給開始年齢の引き上げの準備だと邪推してしまうのは私だけではないだろう。

■ その他の改正概要

その他育児や介護による離職防止のために下記改正が行われる予定だ。

1. 育児休業の申出が出来る対象者の要件の緩和 (特別養子縁組の監護期間にある子等) (平成 29 年 1 月 1 日)
2. 介護対象者の所定外労働の免除制度の創出 (平成 29 年 1 月 1 日)
3. 介護休業の分割取得 (3 回まで、計 93 日) (平成 29 年 1 月 1 日)
4. 介護休暇の半日単位取得 (平成 29 年 1 月 1 日)
5. 介護休業給付の給付率の引き上げ (賃金の 40%⇒67%) (平成 28 年 8 月 1 日)
6. 再就職手当の給付率の引き上げ (1/3 以上の残日数 50%⇒60%、2/3 以上の残日数 60%⇒70%) (平成 29 年 1 月 1 日)
7. 求職活動に伴う費用の給付 (例: 就職面接のための子の一時預かり費用) (平成 29 年 1 月 1 日)

これらの法改正が正式に決定すると、企業としては育児や介護に関する休業や休暇を定めた就業規則や諸規程の見直しが必要になってくる。労働基準法等の一部を改正する法律案要綱の答申を踏まえた法律案の作成もひかえており、中小企業もますます労働環境の見直しを迫られるだろう。(了)